

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	警察本部	会計課	H31.4.1	不当要求防止責任者講習委託	3,568,000円	長崎市万才町5-24 公益財団法人長崎県暴力追 放運動推進センター 理事長 宮脇 雅俊	当該業務を委託できるのは、暴力団 員による不当な行為の防止等に関す る法律の規定により当該センターのみ であるため。	第167条の2 第1項 第2号
2	警察本部	会計課	H31.4.1	風俗営業所等の管理者講習及 び調査業務委託	3,669,000円	長崎市尾上町3-3 公益社団法人長崎県防犯協 会連合会 会長 村木 營介	当該業務を委託できるのは、風俗営 業等の規制及び業務の適正化等に関 する法律の規定により当該連合会の みであるため。	第167条の2 第1項 第2号
3	警察本部	会計課	H31.4.1	道路使用許可調査業務委託	5,355,000円	長崎市城栄町41-75 一般財団法人長崎県交通安 全協会 理事長 村瀬 公一郎	当該業務を委託できるのは、道路交 通法の規定により当該協会のみであ るため。	第167条の2 第1項 第2号
4	警察本部	会計課	H31.4.1	被害者支援事業委託	5,459,000円	長崎市大黒町3-1 公益社団法人長崎犯罪被害 者支援センター 理事長 前田 和明	犯罪被害者支援及び被害者支援意識 の高揚を図る業務について実施して いる者は、当該センターのみであるた め。	第167条の2 第1項 第2号
5	警察本部	会計課	H31.4.1	死因・身元調査法に基づく解 剖及び検査業務委託 (単価契約)	120,000円/検体	長崎市文教町1-14 国立大学法人長崎大学長 河野 茂	当該業務を委託できるのは、警察等 が取り扱う死体の死因又は身元の調 査等に関する法律等の規定により当 該大学のみであるため。	第167条の2 第1項 第2号
6	警察本部	会計課	H31.4.1	警察職員の定期・特別健康診 断業務 (単価契約)	別紙のとおり	諫早市多良見町化屋986-3 公益財団法人長崎県健康事 業団 理事長 森崎 正幸	離島を含め県内全所属を短期間に巡 回し実施可能な機関は、当該事業団 のみであるため。	第167条の2 第1項 第2号
7	警察本部	会計課	H31.4.1	元号改正に伴う汎用電子計算 機システム等の改修業務委託	14,785,200円	長崎市万才町7-1 日本電気株式会社 長崎支 店 支店長 繁友 英之	同装置の改修業務を行えるのは、同 装置を開発した業者のみである。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
8	警察本部	会計課	H31.4.1	元号改正に伴う交通事故情報 総合管理システム改修業務委 託	1,096,200円	長崎市万才町7-1 日本電気株式会社 長崎支 店 支店長 繁友 英之	同装置の改修業務を行えるのは、同 装置を開発した業者のみである。	第167条の2 第1項 第2号
9	警察本部	会計課	H31.4.1	長崎県警察本部庁舎入退庁管 理システム装置保守点検業務 委託	2,093,040円	長崎市大黒町9-22 株式会社クマヒラ 長崎営 業所 所長 田中 洋平	仕様に定める業務を実施できる会社 が他に存在しないため。	第167条の2 第1項 第2号
10	警察本部	会計課	H31.4.1	車両燃料購入(単価契約)	ガソリンレギュラー @143円/ℓ 軽油 @123円/ℓ (税別)	長崎市元船町2-8 長崎県石油協同組合 理事長 藤岡 秀則	警察の特殊性から地理及び緊急時 (休祭日・夜間)の対応はもちろんのこ と、災害発生時においても、質・量とも に安定した燃料供給を確保する必要 がある。 上記の要件を満たす者は、官公需適 格組合であり、組合員が県内全域に 給油所を設置している長崎県石油協 同組合以外に存在しないため。	第167条の2 第1項 第2号
11	警察本部	会計課	H31.4.1	ジェット燃料購入(単価契 約)	@128円/ℓ (税別)	大村市箕島町593-2 国際航空給油株式会社 長崎空港事業所 所長 河野 泰造	県警航空隊が所有するヘリコプターに ジェット燃料の給油を行えるのは、県 内に当該業者のみであるため。	第167条の2 第1項 第2号
12	警察本部	長崎警察署	H31.4.1	車両燃料購入(単価契約)	ガソリンレギュラー @143円/ℓ 軽油 @123円/ℓ (税別)	長崎市元船町2-8 長崎県石油協同組合 理事長 藤岡 秀則	警察の特殊性から地理(管内全域)及 び緊急時(休祭日・夜間)の対応はも ちろんのこと、災害発生時におい ても、質・量ともに安定した燃料供給を確 保する必要がある。 上記の要件を満たす者は、官公需適 格組合であり、組合員が県内全域に 給油所を設置している長崎県石油協 同組合以外に存在しないため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
13	警察本部	大浦警察署	H31.4.1	車両燃料購入(単価契約)	ガソリンレギュラー @143円/ℓ 軽油 @123円/ℓ (税別)	長崎市元船町2-8 長崎県石油協同組合 理事長 藤岡 秀則	警察の特殊性から地理(管内全域)及び緊急時(休祭日・夜間)の対応はもちろんのこと、災害発生時においても、質・量ともに安定した燃料供給を確保する必要がある。 上記の要件を満たす者は、官公需適格組合であり、組合員が県内全域に給油所を設置している長崎県石油協同組合以外に存在しないため。	第167条の2 第1項 第2号
14	警察本部	稲佐警察署	H31.4.1	車両燃料購入(単価契約)	ガソリンレギュラー @143円/ℓ (税別)	長崎市元船町2-8 長崎県石油協同組合 理事長 藤岡 秀則	警察の特殊性から地理(管内全域)及び緊急時(休祭日・夜間)の対応はもちろんのこと、災害発生時においても、質・量ともに安定した燃料供給を確保する必要がある。 上記の要件を満たす者は、官公需適格組合であり、組合員が県内全域に給油所を設置している長崎県石油協同組合以外に存在しないため。	第167条の2 第1項 第2号
15	警察本部	浦上警察署	H31.4.1	車両燃料購入(単価契約)	ガソリンレギュラー @143円/ℓ (税別)	長崎市元船町2-8 長崎県石油協同組合 理事長 藤岡 秀則	警察の特殊性から地理(管内全域)及び緊急時(休祭日・夜間)の対応はもちろんのこと、災害発生時においても、質・量ともに安定した燃料供給を確保する必要がある。 上記の要件を満たす者は、官公需適格組合であり、組合員が県内全域に給油所を設置している長崎県石油協同組合以外に存在しないため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
16	警察本部	時津警察署	H31.4.1	車両燃料購入(単価契約)	ガソリンレギュラー @143円 (税別)	長崎市元船町2-8 長崎県石油協同組合 理事長 藤岡 秀則	警察が取り扱う事象はいつでも発生するかわからないという特性があることから、警察車両の給油は休日深夜を問わず県内各地で行う必要があり、それに対応できるのは県内の多数の給油所が加盟している当該組合のみであるため。	第167条の2 第1項 第2号
17	警察本部	西海警察署	H31.4.1	車両燃料購入(単価契約)	ガソリンレギュラー @143円 (税別)	長崎市元船町2-8 長崎県石油協同組合 理事長 藤岡 秀則	警察の特殊性から地理(管内全域)及び緊急時(休祭日・夜間)の対応はもちろんのこと、災害発生時においても、質・量ともに安定した燃料供給を確保する必要がある。 上記の要件を満たす者は、官公需適格組合であり、組合員が県内全域に給油所を設置している長崎県石油協同組合以外に存在しないため。	第167条の2 第1項 第2号
18	警察本部	諫早警察署	H31.4.1	車両燃料購入(単価契約)	ガソリンレギュラー @143円/ℓ 軽油 @123円/ℓ (税別)	長崎市元船町2-8 長崎県石油協同組合 諫早支部 支部長 山田 和弘	警察の特殊性から地理(管内全域)及び緊急時(休祭日・夜間)の対応はもちろんのこと、災害発生時においても、質・量ともに安定した燃料供給を確保する必要がある。 上記の要件を満たす者は、官公需適格組合であり、組合員が県内全域に給油所を設置している長崎県石油協同組合以外に存在しないため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
19	警察本部	雲仙警察署	H31.4.1	車両燃料購入(単価契約)	ガソリンレギュラー @143円 (税別)	長崎市元船町2-8 長崎県石油協同組合 理事長 藤岡 秀則	警察の特殊性から地理(管内全域)及び緊急時(休祭日・夜間)の対応はもちろんのこと、災害発生時においても、質・量ともに安定した燃料供給を確保する必要がある。 上記の要件を満たす者は、官公需適格組合であり、組合員が県内全域に給油所を設置している長崎県石油協同組合以外に存在しないため。	第167条の2 第1項 第2号
20	警察本部	島原警察署	H31.4.1	車両燃料購入(単価契約)	ガソリンレギュラー @143円/ℓ (税別)	島原市新湊1-32-1 長崎県石油協同組合島原支部 支部長 馬渡 清範	警察の特殊性から地理(管内全域)及び緊急時(休祭日・夜間)の対応はもちろんのこと、災害発生時においても、質・量ともに安定した燃料供給を確保する必要がある。 上記の要件を満たす者は、官公需適格組合であり、組合員が島原半島全域に給油所を設置している長崎県石油協同組合島原支部以外に存在しないため。	第167条の2 第1項 第2号
21	警察本部	南島原警察署	H31.4.1	車両燃料購入(単価契約)	ガソリンレギュラー @143円/ℓ	長崎市元船町2-8 長崎県石油協同組合 理事長 藤岡 秀則	警察の特殊性から地理(管内全域)及び緊急時(休祭日・夜間)の対応はもちろんのこと、災害発生時においても、質・量ともに安定した燃料供給を確保する必要がある。 上記の要件を満たす者は、官公需適格組合であり、組合員が県内全域に給油所を設置している長崎県石油協同組合以外に存在しないため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
22	警察本部	大村警察署	H31.4.1	車両燃料購入(単価契約)	ガソリンレギュラー @143円/ℓ 軽油 @123円/ℓ (税別)	大村市桜馬場1-398-1 長崎県石油協同組合大村支部 支部長 南 武敏	警察の特殊性から地理(管内全域)及び緊急時(休祭日・夜間)の対応はもちろんのこと、災害発生時においても、質・量ともに安定した燃料供給を確保する必要がある。 上記の要件を満たす者は、官公需適格組合であり、組合員が県内全域に給油所を設置している長崎県石油協同組合以外に存在しないため。	第167条の2 第1項 第2号
23	警察本部	川棚警察署	H31.4.1	車両燃料購入(単価契約)	ガソリンレギュラー @143円/ℓ (税別)	長崎市元船町2-8 長崎県石油協同組合 理事長 藤岡 秀則	警察の特殊性から地理(管内全域)及び緊急時(休祭日・夜間)の対応はもちろんのこと、災害発生時においても、質・量ともに安定した燃料供給を確保する必要がある。 上記の要件を満たす者は、官公需適格組合であり、組合員が県内全域に給油所を設置している長崎県石油協同組合以外に存在しないため。	第167条の2 第1項 第2号
24	警察本部	早岐警察署	H31.4.1	車両燃料購入(単価契約)	ガソリンレギュラー @143円/ℓ (税別)	佐世保市卸本町1-15-5 長崎県石油協同組合佐世保支部 支部長 坂倉 雅敏	警察が取り扱う事象はいつどこで発生するか分からないという特性があることから、警察車両の給油は休日深夜を問わず県内各地で行う必要があり、それに対応できるのは県内の多数の給油所が加盟している当該組合のみであるため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
25	警察本部	佐世保警察署	H31.4.1	車両燃料購入(単価契約)	ガソリンレギュラー @143円/ℓ 軽油 @123円/ℓ (税別)	佐世保市卸本町1-15-5 長崎県石油協同組合佐世保 支部 支部長 坂倉 雅敏	警察の特殊性から地理(管内全域)及び緊急時(休祭日・夜間)の対応はもちろんのこと、災害発生時においても、質・量ともに安定した燃料供給を確保する必要がある。 上記の要件を満たす者は、官公需適格組合であり、組合員が県内全域に給油所を設置している長崎県石油協同組合以外に存在しないため。	第167条の2 第1項 第2号
26	警察本部	相浦警察署	H31.4.1	車両燃料購入(単価契約)	ガソリンレギュラー @143円/ℓ (税別)	佐世保市卸本町1-15-5 長崎県石油協同組合佐世保 支部 支部長 坂倉 雅敏	警察の特殊性から地理(管内全域)及び緊急時(休祭日・夜間)の対応はもちろんのこと、災害発生時においても、質・量ともに安定した燃料供給を確保する必要がある。 上記の要件を満たす者は、官公需適格組合であり、組合員が県内全域に給油所を設置している長崎県石油協同組合以外に存在しないため。	第167条の2 第1項 第2号
27	警察本部	江迎警察署	H31.4.1	車両燃料購入(単価契約)	ガソリンレギュラー @143円/ℓ 軽油 @123円/ℓ (税別)	佐世保市卸本町1-15-5 長崎県石油協同組合佐世保 支部 支部長 坂倉 雅敏	警察の特殊性から地理(管内全域)及び緊急時(休祭日・夜間)の対応はもちろんのこと、災害発生時においても、質・量ともに安定した燃料供給を確保する必要がある。 上記の要件を満たす者は、官公需適格組合であり、組合員が県内全域に給油所を設置している長崎県石油協同組合以外に存在しないため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
28	警察本部	松浦警察署	H31.4.1	車両燃料購入(単価契約)	ガソリンレギュラー @143円/ℓ (税別)	長崎市元船町2-8 長崎県石油協同組合 理事長 藤岡 秀則	警察の特殊性から地理(管内全域)及び緊急時(休祭日・夜間)の対応はもちろんのこと、災害発生時においても、質・量ともに安定した燃料供給を確保する必要がある。 上記の要件を満たす者は、官公需適格組合であり、組合員が県内全域に給油所を設置している長崎県石油協同組合以外に存在しないため。	第167条の2 第1項 第2号
29	警察本部	平戸警察署	H31.4.1	車両燃料購入(単価契約)	ガソリンレギュラー @143円/ℓ (税別)	長崎市元船町2-8 長崎県石油協同組合 理事長 藤岡 秀則	警察の特殊性から地理(管内全域)及び緊急時(休祭日・夜間)の対応はもちろんのこと、災害発生時においても、質・量ともに安定した燃料供給を確保する必要がある。 上記の要件を満たす者は、官公需適格組合であり、組合員が県内全域に給油所を設置している長崎県石油協同組合以外に存在しないため。	第167条の2 第1項 第2号
30	警察本部	五島警察署	H31.4.1	車両燃料購入(単価契約)	ガソリンレギュラー @154円/ℓ (税別)	長崎市元船町2-8 長崎県石油協同組合 理事長 藤岡 秀則	警察の特殊性から地理(管内全域)及び緊急時(休祭日・夜間)の対応はもちろんのこと、災害発生時においても、質・量ともに安定した燃料供給を確保する必要がある。 上記の要件を満たす者は、官公需適格組合であり、組合員が県内全域に給油所を設置している長崎県石油協同組合以外に存在しないため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
31	警察本部	新上五島警察署	H31.4.1	車両燃料購入(単価契約)	ガソリンレギュラー @153円/ℓ (税別)	長崎市元船町2-8 長崎県石油協同組合 理事長 藤岡 秀則	警察の特殊性から地理(管内全域)及び緊急時(休祭日・夜間)の対応はもちろんのこと、災害発生時においても、質・量ともに安定した燃料供給を確保する必要がある。 上記の要件を満たす者は、官公需適格組合であり、組合員が県内全域に給油所を設置している長崎県石油協同組合以外に存在しないため。	第167条の2 第1項 第2号
32	警察本部	杵岐警察署	H31.4.1	車両燃料購入(単価契約)	ガソリンレギュラー @150円/ℓ (税別)	長崎市元船町2-8 長崎県石油協同組合 理事長 藤岡 秀則	警察の特殊性から地理(管内全域)及び緊急時(休祭日・夜間)の対応はもちろんのこと、災害発生時においても、質・量ともに安定した燃料供給を確保する必要がある。 上記の要件を満たす者は、官公需適格組合であり、組合員が県内全域に給油所を設置している長崎県石油協同組合以外に存在しないため。	第167条の2 第1項 第2号
33	警察本部	対馬南警察署	H31.4.1	車両燃料購入(単価契約)	ガソリンレギュラー @155.0円/ℓ (税別)	長崎市元船町2-8 長崎県石油協同組合 理事長 藤岡 秀則	警察が取り扱う事象はいつでも発生するかわからないという特性があることから、警察車両の給油は休日深夜を問わず県内各地で行う必要があり、それに対応できるのは県内の多数の給油所が加盟している当該組合のみであるため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
34	警察本部	対馬北警察署	H31.4.1	車両燃料購入(単価契約)	ガソリンレギュラー @155.0円/ℓ (税別)	長崎市元船町2-8 長崎県石油協同組合 理事長 藤岡 秀則	警察の特殊性から地理(管内全域)及び緊急時(休祭日・夜間)の対応はもちろんのこと、災害発生時においても、質・量ともに安定した燃料供給を確保する必要がある。 上記の要件を満たす者は、官公需適格組合であり、組合員が県内全域に給油所を設置している長崎県石油協同組合以外に存在しないため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
35	警察本部	会計課	H31.4.12	白バイ整備 (単価契約)	VFR800に係る整備料 オイル交換@4,001円/件 オイル交換(オイルエレメント交換含む)@10,332円/件 フロントタイヤ交換 @17,941円/件 リアタイヤ交換 @24,230円/件 フロントブレーキパッド交換 @12,656円/件 リアブレーキパッド交換 @9,433円/件 フロントタイヤパンク修理 @4,500円/件 リヤタイヤパンク修理 @4,500円/件 1年定期点検@10,000円/件 CB1300に係る整備料 オイル交換@4,933円/件 オイル交換(オイルエレメント交換含む)@8,944円/件 フロントタイヤ交換 @17,941円/件 リアタイヤ交換 @24,230円/件 フロントブレーキパッド交換 @14,458円/件 リアブレーキパッド交換 @7,021円/件 フロントタイヤパンク修理 @4,500円/件 リヤタイヤパンク修理 @4,500円/件 1年定期点検@10,000円/件 (税抜き)	長崎市田中町581-3 村上ホンダ販売株式会社 代表取締役 村上 順三	白バイ(ホンダ製)の整備については、 車両の特殊性により販売特約店のみ の取扱いとなるため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
36	警察本部	会計課	H31.4.17	大型自動車免許教習料(単価契約)	8,000円/時限	大村市森園町1610 株式会社太陽 代表取締役 中山 徹志	県内に所在する指定自動車教習所以外の教習所で大型自動車免許の教習を行っているのは、当該業者のみであるため。	第167条の2 第1項 第2号
37	警察本部	会計課	H31.4.19	ガスクロマトグラフ質量分析装置点検	1,927,800円	長崎市平和町28-11 株式会社長崎イケダ科学 代表取締役 池田 俊二	当該装置の点検を実施できるのは、当該業者のみであるため。	第167条の2 第1項 第2号
38	警察本部	会計課	H31.4.22	IC化用運転免許証作成消耗材購入(単価契約)	優良用カード @177,480円/箱 一般用カード @177,480円/箱 新規用カード @177,480円/箱 高速リボンセット @105,600円/箱 運転経歴証明書 @111,960円/箱 (税別)	東京都新宿区新宿4-3-17 株式会社DNPアイディシステム 代表取締役 朝長 通博	運転免許証を作成するシステムは当該業者が製作したものであり、同装置で使用できる消耗材を販売しているのは、当該業者のみであるため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
39	警察本部	杵岐警察署	H31.4.22	警察用船舶「いき」左舷ECU 交換補修	1,399,258円	福岡県古賀市青柳2848 富永物産株式会社九州事業 所 所長 植木盛昭	警察用船舶「いき」に搭載された主機 関については、ドイツメーカーのMTU 社が製造している。MTU社について は、富永物産と代理店契約を締結し、 当該主機関の製品及び関連部品の販 売並びに代理店業務全般を富永物産 株式会社が取り扱っている状況であ り、国内においてMTU社の製品が取 り扱えるのは、富永物産株式会社1社 のみである。	第167条の2 第1項 第2号
40	警察本部	会計課	H31.4.22	アルコール測定器購入	1,782,000円	福岡市博多区東比恵3-6 -1 光明理化学工業株式会社 福岡営業所 所長 稲葉 明	仕様を満たす製品を提供できる会社 が他に存在しないため。	第167条の2 第1項 第2号
41	警察本部	会計課	H31.4.24	警備員指導教育責任者講習及 び機械警備業務管理者講習並 びに現任指導教育責任者講習 委託	2,590,000円	長崎市万才町10-13 一般社団法人長崎県警備業 協会 会長 児玉 正信	警備業法第3条の規定による欠格要 件に該当せず、委託に係る事務を適 正かつ確実に実施するために必要な 事務的能力並びに十分な経理的基礎 及び社会的信用を有している等の要 件を満たしているのは、当該協会のみ であるため。	第167条の2 第1項 第2号
42	警察本部	会計課	R1.5.10	放置駐車違反管理及び処理シ ステム改修業務委託	1,036,800円	福岡市早良区百道浜2-1 -1 株式会社日立製作所 九州 支社 支社長 梅野 淳司	同システムの改修業務を行えるのは、 同システムを開発した業者のみであ る。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
43	警察本部	会計課	R1.5.23	特殊型耐刃防護衣購入	10,773,000円	大阪市中央区谷町3-6-7 株式会社サンリット産業 取締役社長 小池 顕三	仕様を満たす製品を提供できる会社が他に存在しないため。	第167条の2 第1項 第2号
44	警察本部	会計課	R1.5.27	長崎警察署等の統合に伴う通信指令システム改修業務委託	19,332,000円	長崎市西坂町2-3 富士通株式会社長崎支店 支店長 山内 剛	同システムの改修業務を行えるのは、同システムを開発した業者のみである。	第167条の2 第1項 第2号
45	警察本部	会計課	R1.5.31	B型肝炎予防ワクチン接種 (単価契約)	3,704円/接種 2,620円/確認検査 (税別)	長崎市茂里町3-20 医療法人社団健昌会 新里クリニック浦上 理事長 新里 健	指定する時間帯に短時間で多数が接種するのに対応できる医療機関がほかにないため。	第167条の2 第1項 第2号
46	警察本部	会計課	R1.6.20	総合指揮システム保守点検業務委託	7,344,000円	福岡市博多区御供所町1-1 NECネットエスアイ株式会社 九州支店 支店長 丸林 義久	当該業務を行うことができるのは、同システムを独自開発した当該業者のみであるため。	第167条の2 第1項 第2号
47	警察本部	会計課	R1.9.3	総合運転者管理システムの改修業務委託	15,070,000円	長崎市万才町7-1 日本電気株式会社長崎支店 支店長 繁友 英之	同装置の改修業務を行えるのは、同装置を開発した業者のみであるため。	第167条の2 第1項 第2号
48	警察本部	会計課	R1.9.6	車両走行速度測定装置の定期点検	1,677,500円	長崎市旭町1-20 日本無線株式会社長崎支店 支店長 小池 剛	同装置は同者が開発・製造したもので、同者のみが修理・点検を行っており特定されるため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
49	警察本部	会計課	R1. 9. 19	特殊型耐刃防護衣購入	10,692,000円	東京都中野区中央2-6-8 株式会社HAMANI 取締役社長 寶野 英弘	仕様を満たす製品を提供できる会社が他に存在しないため。	第167条の2 第1項 第2号
50	警察本部	会計課	R1. 10. 21	DNA型鑑定支援装置点検	1,178,144円	東京都千代田区鍛冶町1-8-6 株式会社池田理化 代表取締役 高橋 秀雄	当該装置の点検を実施できるのは、当該業者のみであるため。	第167条の2 第1項 第2号
51	警察本部	会計課	R1. 10. 23	警察署統廃合に伴う自動車保管場所証明電子化システム各種設定変更及びデータ移行業務委託	5,478,000円	長崎市出島町11-13 西日本電信電話株式会社長崎支店 支店長 古賀 隆之	同装置の改修業務を行えるのは、同装置を開発した業者のみであるため。	第167条の2 第1項 第2号
52	警察本部	会計課	R1. 10. 28	長崎警察署借上機器移設業務委託	2,722,500円	長崎市田中町585-5 扇精光ソリューションズ株式会社 代表取締役 濱口 晴樹	賃貸借及び保守を同社と契約しており、移設業務について当社しか対応出来ないため。	第167条の2 第1項 第2号
53	警察本部	会計課	R1. 10. 29	地域総合管理システム使用許諾及び保守	1,848,000円	長崎市田中町585-5 扇精光ソリューションズ株式会社 代表取締役 濱口 晴樹	当該業務を行うことができるのは、同システムを独自開発した当該業者のみであるため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
54	警察本部	会計課	R1.11.5	新長崎警察署庁舎ネットワーク機器等移転業務委託	31,460,000円	長崎市万才町7-1 日本電気株式会社 長崎支店 支店長 繁友 英之	同機器を支障なく移設できるのは、システムの製造・開発した当該業者のみであるため。	第167条の2 第1項 第2号
55	警察本部	会計課	R1.11.7	自動車ナンバー照合装置用システム機器の賃貸借及び保守(再リース)	1,127,280円	長崎市万才町7-1 NECキャピタルソリューション株式会社 長崎営業所長 野田 隆之	現在導入している機器を再リースするため。	第167条の2 第1項 第2号
56	警察本部	会計課	R1.11.11	運転者管理端末等機器移設及びシステム改修業務委託	31,240,000円	長崎市万才町7-1 日本電気株式会社 長崎支店 支店長 繁友 英之	同機器を支障なく移設できるのは、システムの製造・開発した当該業者のみであるため。	第167条の2 第1項 第2号
57	警察本部	会計課	R1.11.25	健康管理支援システム移行業務委託	2,805,000円	福岡市早良区百道浜2-4-27 株式会社麻生情報システム 代表取締役 瀧中 秀敏	当該業務を行うことができるのは、同システムを独自開発した当該業者のみであるため。	第167条の2 第1項 第2号
58	警察本部	会計課	R1.12.4	長崎警察署・稲佐警察署の録音・録画装置移設業務委託	1,360,000円	横浜市鶴見区鶴見中央2-8-25 ソニックガード株式会社 代表取締役 大谷 陽一	同機器を支障なく移設できるのは、製造・開発した当該業者のみであるため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
59	警察本部	会計課	R1.12.18	警察用船舶「たいしゅう」燃料装置整備	3,188,900円	福岡県古賀市青柳2848 富永物産株式会社九州事業所 所長 松田 和士	警察用船舶「たいしゅう」に搭載された主機関については、ドイツメーカーのMTU社が製造している。MTU社については、富永物産と代理店契約を締結し、当該主機関の製品及び関連部品の販売並びに代理店業務全般を富永物産株式会社が取り扱っている状況であり、国内においてMTU社の製品が取り扱えるのは、富永物産株式会社1社のみである。	第167条の2 第1項 第2号
60	警察本部	会計課	R2.1.21	長崎県警察本部庁舎入退庁管理システム装置保守点検業務委託	2,131,800円	長崎市大黒町9-22 株式会社クマヒラ 長崎営業所 所長 田中 洋平	仕様に定める業務を実施できる会社が他に存在しないため。	第167条の2 第1項 第2号
61	警察本部	会計課	R2.1.27	長崎県警察統合情報通信ネットワークシステム用端末装置の賃貸借及び保守	1,419,000円	長崎市田中町585-5 扇精光ソリューションズ株式会社 代表取締役 濱口 晴樹	同装置の賃貸借期間が満了となるが、今後も使用に充分耐えうると認められるため再リースをするもの。	第167条の2 第1項 第2号
62	警察本部	会計課	R2.2.7	警察署統廃合に伴う交通規制情報ファイリングシステムデータ補正作業委託	1,320,000円	長崎市田中町585-5 扇精光ソリューションズ株式会社 代表取締役 濱口 晴樹	同装置の改修業務を行えるのは、同装置を開発した業者のみであるため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
63	警察本部	会計課	R2. 2. 12	長崎県交通安全施設総合管理システム等の賃貸借	6,804,000円	東京都板橋区舟渡3-9-6 アトミクス株式会社 代表取締役 神保 敏和	現行システムをそのまま引き継ぐ互換性のあるシステムが他社にはなく、他者のシステムを導入するには新たに開発費用と時間を要するため。	第167条の2 第1項 第2号
64	警察本部	会計課	R2. 2. 21	健康管理支援システム使用許諾及び保守	9,999,000円	福岡市早良区百道浜2-4-27 株式会社麻生情報システム 代表取締役 瀧中 秀敏	特許・著作権があり他社で実施できないため。	第167条の2 第1項 第2号
65	警察本部	会計課	R2. 3. 3	汎用電子計算機用端末装置等(刑事課等)借上	980,100円	長崎市田中町585-5 扇精光ソリューションズ株式会社 代表取締役 濱口 晴樹	同装置の賃貸借期間が満了となるが、今後も使用に充分耐えうると認められるため再リースをするもの。	第167条の2 第1項 第2号
66	警察本部	会計課	R2. 3. 17	複合機の賃貸借及び保守	7,814,400円	長崎市田中町585-5 扇精光ソリューションズ株式会社 代表取締役 濱口 晴樹	同装置の賃貸借期間が満了となるが、今後も使用に充分耐えうると認められるため再リースをするもの。	第167条の2 第1項 第2号
67	警察本部	会計課	R2. 3. 19	運転免許関係業務委託(本土地区)	107,686,724円	長崎市城栄町41-75 一般財団法人長崎県交通安全協会 理事長 村瀬 公一郎	受託に必要な県公安委員会の認定を受け、本土地区の業務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有する者は、当該業者のみであるため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
68	警察本部	会計課	R2.3.19	更新時講習等業務委託(本土地区) (単価契約)	優良運転者講習 435円/人 一般運転者講習 350円/人 違反運転者講習 406円/人 初回更新者講習 406円/人 特定任意講習 806円/人 (税抜き)	長崎市城栄町41-75 一般財団法人 長崎県交通安全協会 理事長 村瀬 公一郎	受託に必要な県公安委員会の認定を受け、本土地区の業務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有する者は、当該業者のみであるため。	第167条の2 第1項 第2号
69	警察本部	会計課	R2.3.23	長崎県警察本部防災気象情報提供サービス	1,320,000円	千葉市美浜区中瀬1-3幕張テクノガーデン 株式会社ウェザーニューズ 代表取締役 草開 千仁	仕様に定めるサービスを提供できる会社が他に存在しないため。	第167条の2 第1項 第2号
70	警察本部	長崎警察署	R2.3.25	留置人給食(単価契約)	朝食 372円 昼食 422円 夕食 422円 (税込み)	長崎市興善町3-12 本家かまどや長崎市役所前店 荒木 政廣	年間を通じて警察拘禁費用償還規則に基づく単価で指定時間に確実に配達でき、かつ、衛生面、栄養価の面で信頼できる業者は、当該業者のみであるため。	第167条の2 第1項 第2号
71	警察本部	会計課	R2.3.25	違反者講習・停止処分者講習業務委託 (単価契約)	違反者講習 社会参加型 5,887円/人 実車型 7,414円/人 通知業務 922円/人 停止処分者講習 短期講習 6,204円/人 中期講習 10,064円/人 長期講習 15,126円/人 (税抜き)	長崎市城栄町41-75 一般財団法人長崎県交通安全協会 理事長 村瀬 公一郎	受託に必要な県公安委員会の認定を受け、資格及び人員を有する組織は、当該業者のみであるため。	第167条の2 第1項 第2号
72	警察本部	会計課	R2.3.25	原付講習業務委託(単価契約)	原付講習 3,981円/人 (税抜き)	長崎市城栄町41-75 一般財団法人長崎県交通安全協会 理事長 村瀬 公一郎	受託に必要な県公安委員会の認定を受け、交通安全向上に継続的な講習業務を行い、人的・物的要件を兼ね備えている者は、当該業者のみであるため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
73	警察本部	会計課	R2.3.26	更新時講習等業務委託(新上五島地区) (単価契約)	優良運転者講習 435円/人 一般運転者講習 350円/人 違反運転者講習 406円/人 初回更新者講習 406円/人 (税抜き)	南松浦郡新上五島町有川郷733-2 一般社団法人上五島地区交通安全協会 代表理事 林 育久	受託に必要な県公安委員会の認定を受け、同地区で交通安全向上に継続的な講習業務を行い、人的・物的要件を兼ね備えている者は、当該業者のみであるため。	第167条の2 第1項 第2号
74	警察本部	会計課	R2.3.26	更新時講習等業務委託(壱岐地区) (単価契約)	優良運転者講習 435円/人 一般運転者講習 350円/人 違反運転者講習 406円/人 初回更新者講習 406円/人 (税抜き)	長崎市城栄町41-75 一般財団法人 長崎県交通安全協会 理事長 村瀬 公一郎	受託に必要な県公安委員会の認定を受け、同地区で交通安全向上に継続的な講習業務を行い、人的・物的要件を兼ね備えている者は、当該業者のみであるため。	第167条の2 第1項 第2号
75	警察本部	会計課	R2.3.26	更新時講習等業務委託(対馬地区) (単価契約)	優良運転者講習 435円/人 一般運転者講習 350円/人 違反運転者講習 406円/人 初回更新者講習 406円/人 (税抜き)	対馬市厳原町中村633 一般社団法人対馬地区交通安全協会 代表理事 白石 洋司	受託に必要な県公安委員会の認定を受け、同地区で交通安全向上に継続的な講習業務を行い、人的・物的要件を兼ね備えている者は、当該業者のみであるため。	第167条の2 第1項 第2号
76	警察本部	大村警察署	R2.3.26	留置人給食 (単価契約)	朝食 372円 昼食 422円 夕食 422円 (税込み)	大村市桜馬場1-146-17 弁当惣菜さかもと 代表 坂元 謙介	年間を通じて警察拘禁費用償還規則に基づく単価で指定時間に確実に配達でき、かつ、衛生面、栄養価の面で信頼できる業者は、当該業者のみであるため。	第167条の2 第1項 第2号
77	警察本部	会計課	R2.3.27	道路交通情報提供に関する業務委託	11,121,000円	東京都千代田区飯田橋1-5-10 公益財団法人日本道路交通情報センター 理事長 池田 克彦	道路交通法施行規則の規定による必要かつ適切な組織、設備及び能力を有する者は、当該センターのみであるため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
78	警察本部	浦上警察署	R2.3.27	留置人給食(単価契約)	朝食 372円 昼食 422円 夕食 422円 (税込み)	長崎市興善町3-12 本家かまどや長崎市役所前 店 荒木 政廣	年間を通じて警察拘禁費用償還規則に基づく単価で指定時間に確実に配達でき、かつ、衛生面、栄養価の面で信頼できる業者は、当該業者のみであるため。	第167条の2 第1項 第2号
79	警察本部	会計課	R2.3.27	運転免許関係業務委託(五島地区)	3,595,320円	五島市東浜町3-9-1 一般社団法人五島市交通安全協会 会長 網本 定信	受託に必要な県公安委員会の認定を受け、同地区で交通安全向上に継続的な講習業務を行い、人的・物的要件を兼ね備えている者は、当該業者のみであるため。	第167条の2 第1項 第2号
80	警察本部	会計課	R2.3.27	運転免許関係業務委託(新上五島地区)	2,245,730円	南松浦郡新上五島町有川郷 733-2 一般社団法人上五島地区交通安全協会 代表理事 林 育久	受託に必要な県公安委員会の認定を受け、同地区で交通安全向上に継続的な講習業務を行い、人的・物的要件を兼ね備えている者は、当該業者のみであるため。	第167条の2 第1項 第2号
81	警察本部	会計課	R2.3.27	運転免許関係業務委託(壱岐地区)	2,631,482円	長崎市城栄町41-75 一般財団法人長崎県交通安全協会 理事長 村瀬 公一郎	受託に必要な県公安委員会の認定を受け、同地区で交通安全向上に継続的な講習業務を行い、人的・物的要件を兼ね備えている者は、当該業者のみであるため。	第167条の2 第1項 第2号
82	警察本部	会計課	R2.3.30	速度違反自動取締装置点検保守委託	2,621,300円	東京都町田市小山ヶ丘2-2-6 東京航空計器株式会社 執行役員 産機事業本部長 塙 守智	同装置の点検保守業務が行えるのは、同装置を開発した業者のみであるため。	第167条の2 第1項 第2号
83	警察本部	佐世保警察署	R2.3.30	留置人給食(単価契約)	朝食 372円 昼食 422円 夕食 422円 (税込み)	佐世保市春日町17-3 きたしま仕出店 代表 辻 真麻美	年間を通じて警察拘禁費用償還規則に基づく単価で指定時間に確実に配達でき、かつ、衛生面、栄養価の面で信頼できる業者は、当該業者のみであるため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
84	警察本部	会計課	R2.3.30	高齢者講習等業務委託 (単価契約)	高齢者講習及び特定任意高 齢者講習(シニア運転者) 75歳未満講習 4,554円/人 75歳以上講習 7,087円/人 (第1.2分類) 75歳以上講習 4,554円/人 (第3分類) 高齢者講習(小型特殊自動 車免許のみ) 75歳未満講習 2,029円/人 75歳以上講習 3,618円/人 (第1.2分類) 75歳以上講習 2,029円/人 (第3分類) 臨時高齢者講習 小型特殊自動車免許以外 5,333円/人 小型特殊自動車免許のみ 2,268円/人 チャレンジ講習2,791円/人 特定任意高齢者講習(簡易) 1,463円/人 認知機能検査 691円/人 臨時認知機能検査 691円/人 (税抜き)	長崎市矢上町7-11 森産業交通株式会社 代表取締役 古本 彩花	公安委員会の認定を受け、交通安全 向上に継続的な講習業務を行い、指 導員・設備を有しているのは、指定自 動車教習所等のみである。また、地域 住民の利便性を図るため県内全域で 受講可能とするため、県内全ての指 定自動車教習所等と契約する必要が あるため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
85	警察本部	会計課	R2.3.30	高齢者講習等業務委託 (単価契約)	高齢者講習及び特定任意高 齢者講習(シニア運転者) 75歳未満講習 4,554円/人 75歳以上講習 7,087円/人 (第1.2分類) 75歳以上講習 4,554円/人 (第3分類) 高齢者講習(小型特殊自動 車免許のみ) 75歳未満講習 2,029円/人 75歳以上講習 3,618円/人 (第1.2分類) 75歳以上講習 2,029円/人 (第3分類) 臨時高齢者講習 小型特殊自動車免許以外 5,333円/人 小型特殊自動車免許のみ 2,268円/人 チャレンジ講習2,791円/人 特定任意高齢者講習(簡易) 1,463円/人 認知機能検査 691円/人 臨時認知機能検査 691円/人 (税抜き)	長崎市赤迫3-19-1 株式会社浦上自動車学校 代表取締役 吉川 万一郎	公安委員会の認定を受け、交通安全 向上に継続的な講習業務を行い、指 導員・設備を有しているのは、指定自 動車教習所等のみである。また、地域 住民の利便性を図るため県内全域で 受講可能とするため、県内全ての指 定自動車教習所等と契約する必要が あるため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
86	警察本部	会計課	R2.3.30	高齢者講習等業務委託 (単価契約)	高齢者講習及び特定任意高 齢者講習(シニア運転者) 75歳未満講習 4,554円/人 75歳以上講習 7,087円/人 (第1.2分類) 75歳以上講習 4,554円/人 (第3分類) 高齢者講習(小型特殊自動 車免許のみ) 75歳未満講習 2,029円/人 75歳以上講習 3,618円/人 (第1.2分類) 75歳以上講習 2,029円/人 (第3分類) 臨時高齢者講習 小型特殊自動車免許以外 5,333円/人 小型特殊自動車免許のみ 2,268円/人 チャレンジ講習2,791円/人 特定任意高齢者講習(簡易) 1,463円/人 認知機能検査 691円/人 臨時認知機能検査 691円/人 (税抜き)	長崎市星取1-1-28 株式会社あたご 代表取締役 井口 國雄	公安委員会の認定を受け、交通安全 向上に継続的な講習業務を行い、指 導員・設備を有しているのは、指定自 動車教習所等のみである。また、地域 住民の利便性を図るため県内全域で 受講可能とするため、県内全ての指 定自動車教習所等と契約する必要が あるため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
87	警察本部	会計課	R2.3.30	高齢者講習等業務委託 (単価契約)	高齢者講習及び特定任意高 齢者講習(シニア運転者) 75歳未満講習 4,554円/人 75歳以上講習 7,087円/人 (第1.2分類) 75歳以上講習 4,554円/人 (第3分類) 高齢者講習(小型特殊自動 車免許のみ) 75歳未満講習 2,029円/人 75歳以上講習 3,618円/人 (第1.2分類) 75歳以上講習 2,029円/人 (第3分類) 臨時高齢者講習 小型特殊自動車免許以外 5,333円/人 小型特殊自動車免許のみ 2,268円/人 チャレンジ講習2,791円/人 特定任意高齢者講習(簡易) 1,463円/人 認知機能検査 691円/人 臨時認知機能検査 691円/人 (税抜き)	長崎市高尾町8-41 有限会社本原自動車学校 代表取締役 深堀 勝博	公安委員会の認定を受け、交通安全 向上に継続的な講習業務を行い、指 導員・設備を有しているのは、指定自 動車教習所等のみである。また、地域 住民の利便性を図るため県内全域で 受講可能とするため、県内全ての指 定自動車教習所等と契約する必要が あるため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
88	警察本部	会計課	R2.3.30	高齢者講習等業務委託 (単価契約)	高齢者講習及び特定任意高 齢者講習(シニア運転者) 75歳未満講習 4,554円/人 75歳以上講習 7,087円/人 (第1.2分類) 75歳以上講習 4,554円/人 (第3分類) 高齢者講習(小型特殊自動 車免許のみ) 75歳未満講習 2,029円/人 75歳以上講習 3,618円/人 (第1.2分類) 75歳以上講習 2,029円/人 (第3分類) 臨時高齢者講習 小型特殊自動車免許以外 5,333円/人 小型特殊自動車免許のみ 2,268円/人 チャレンジ講習2,791円/人 特定任意高齢者講習(簡易) 1,463円/人 認知機能検査 691円/人 臨時認知機能検査 691円/人 (税抜き)	五島市浜町424-3 株式会社五島 代表取締役 井口 國雄	公安委員会の認定を受け、交通安全 向上に継続的な講習業務を行い、指 導員・設備を有しているのは、指定自 動車教習所等のみである。また、地域 住民の利便性を図るため県内全域で 受講可能とするため、県内全ての指 定自動車教習所等と契約する必要が あるため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
89	警察本部	会計課	R2.3.30	高齢者講習等業務委託 (単価契約)	高齢者講習及び特定任意高 齢者講習(シニア運転者) 75歳未満講習 4,554円/人 75歳以上講習 7,087円/人 (第1.2分類) 75歳以上講習 4,554円/人 (第3分類) 高齢者講習(小型特殊自動 車免許のみ) 75歳未満講習 2,029円/人 75歳以上講習 3,618円/人 (第1.2分類) 75歳以上講習 2,029円/人 (第3分類) 臨時高齢者講習 小型特殊自動車免許以外 5,333円/人 小型特殊自動車免許のみ 2,268円/人 チャレンジ講習2,791円/人 特定任意高齢者講習(簡易) 1,463円/人 認知機能検査 691円/人 臨時認知機能検査 691円/人 (税抜き)	西海市西彼町上岳郷1238- 3 有限会社新西海自動車学校 代表取締役 松尾 泰彦	公安委員会の認定を受け、交通安全 向上に継続的な講習業務を行い、指 導員・設備を有しているのは、指定自 動車教習所等のみである。また、地域 住民の利便性を図るため県内全域で 受講可能とするため、県内全ての指 定自動車教習所等と契約する必要が あるため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
90	警察本部	会計課	R2.3.30	高齢者講習等業務委託 (単価契約)	高齢者講習及び特定任意高 齢者講習(シニア運転者) 75歳未満講習 4,554円/人 75歳以上講習 7,087円/人 (第1.2分類) 75歳以上講習 4,554円/人 (第3分類) 高齢者講習(小型特殊自動 車免許のみ) 75歳未満講習 2,029円/人 75歳以上講習 3,618円/人 (第1.2分類) 75歳以上講習 2,029円/人 (第3分類) 臨時高齢者講習 小型特殊自動車免許以外 5,333円/人 小型特殊自動車免許のみ 2,268円/人 チャレンジ講習2,791円/人 特定任意高齢者講習(簡易) 1,463円/人 認知機能検査 691円/人 臨時認知機能検査 691円/人 (税抜き)	諫早市小船越町920-4 株式会社諫早自動車学校 代表取締役 谷川 則仁	公安委員会の認定を受け、交通安全 向上に継続的な講習業務を行い、指 導員・設備を有しているのは、指定自 動車教習所等のみである。また、地域 住民の利便性を図るため県内全域で 受講可能とするため、県内全ての指 定自動車教習所等と契約する必要が あるため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
91	警察本部	会計課	R2.3.30	高齢者講習等業務委託 (単価契約)	高齢者講習及び特定任意高 齢者講習(シニア運転者) 75歳未満講習 4,554円/人 75歳以上講習 7,087円/人 (第1.2分類) 75歳以上講習 4,554円/人 (第3分類) 高齢者講習(小型特殊自動 車免許のみ) 75歳未満講習 2,029円/人 75歳以上講習 3,618円/人 (第1.2分類) 75歳以上講習 2,029円/人 (第3分類) 臨時高齢者講習 小型特殊自動車免許以外 5,333円/人 小型特殊自動車免許のみ 2,268円/人 チャレンジ講習2,791円/人 特定任意高齢者講習(簡易) 1,463円/人 認知機能検査 691円/人 臨時認知機能検査 691円/人 (税抜き)	島原市梅園町丁2870 株式会社島原自動車学校 代表取締役 星野 親房	公安委員会の認定を受け、交通安全 向上に継続的な講習業務を行い、指 導員・設備を有しているのは、指定自 動車教習所等のみである。また、地域 住民の利便性を図るため県内全域で 受講可能とするため、県内全ての指 定自動車教習所等と契約する必要が あるため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
92	警察本部	会計課	R2.3.30	高齢者講習等業務委託 (単価契約)	高齢者講習及び特定任意高 齢者講習(シニア運転者) 75歳未満講習 4,554円/人 75歳以上講習 7,087円/人 (第1.2分類) 75歳以上講習 4,554円/人 (第3分類) 高齢者講習(小型特殊自動 車免許のみ) 75歳未満講習 2,029円/人 75歳以上講習 3,618円/人 (第1.2分類) 75歳以上講習 2,029円/人 (第3分類) 臨時高齢者講習 小型特殊自動車免許以外 5,333円/人 小型特殊自動車免許のみ 2,268円/人 チャレンジ講習2,791円/人 特定任意高齢者講習(簡易) 1,463円/人 認知機能検査 691円/人 臨時認知機能検査 691円/人 (税抜き)	島原市萩原2-5248-1 有限会社ユーディーエス 代表取締役 吉田 謙治	公安委員会の認定を受け、交通安全 向上に継続的な講習業務を行い、指 導員・設備を有しているのは、指定自 動車教習所等のみである。また、地域 住民の利便性を図るため県内全域で 受講可能とするため、県内全ての指 定自動車教習所等と契約する必要が あるため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
93	警察本部	会計課	R2.3.30	高齢者講習等業務委託 (単価契約)	高齢者講習及び特定任意高 齢者講習(シニア運転者) 75歳未満講習 4,554円/人 75歳以上講習 7,087円/人 (第1.2分類) 75歳以上講習 4,554円/人 (第3分類) 高齢者講習(小型特殊自動 車免許のみ) 75歳未満講習 2,029円/人 75歳以上講習 3,618円/人 (第1.2分類) 75歳以上講習 2,029円/人 (第3分類) 臨時高齢者講習 小型特殊自動車免許以外 5,333円/人 小型特殊自動車免許のみ 2,268円/人 チャレンジ講習2,791円/人 特定任意高齢者講習(簡易) 1,463円/人 認知機能検査 691円/人 臨時認知機能検査 691円/人 (税抜き)	東彼杵郡川棚町百津郷296- 37 株式会社川棚自動車学校 代表取締役 下田 定道	公安委員会の認定を受け、交通安全 向上に継続的な講習業務を行い、指 導員・設備を有しているのは、指定自 動車教習所等のみである。また、地域 住民の利便性を図るため県内全域で 受講可能とするため、県内全ての指 定自動車教習所等と契約する必要が あるため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
94	警察本部	会計課	R2.3.30	高齢者講習等業務委託 (単価契約)	高齢者講習及び特定任意高 齢者講習(シニア運転者) 75歳未満講習 4,554円/人 75歳以上講習 7,087円/人 (第1.2分類) 75歳以上講習 4,554円/人 (第3分類) 高齢者講習(小型特殊自動 車免許のみ) 75歳未満講習 2,029円/人 75歳以上講習 3,618円/人 (第1.2分類) 75歳以上講習 2,029円/人 (第3分類) 臨時高齢者講習 小型特殊自動車免許以外 5,333円/人 小型特殊自動車免許のみ 2,268円/人 チャレンジ講習2,791円/人 特定任意高齢者講習(簡易) 1,463円/人 認知機能検査 691円/人 臨時認知機能検査 691円/人 (税抜き)	諫早市栗面町280 株式会社かんこう自動車学校 代表取締役 烏山 豊福	公安委員会の認定を受け、交通安全 向上に継続的な講習業務を行い、指 導員・設備を有しているのは、指定自 動車教習所等のみである。また、地域 住民の利便性を図るため県内全域で 受講可能とするため、県内全ての指 定自動車教習所等と契約する必要が あるため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
95	警察本部	会計課	R2.3.30	高齢者講習等業務委託 (単価契約)	高齢者講習及び特定任意高 齢者講習(シニア運転者) 75歳未満講習 4,554円/人 75歳以上講習 7,087円/人 (第1.2分類) 75歳以上講習 4,554円/人 (第3分類) 高齢者講習(小型特殊自動 車免許のみ) 75歳未満講習 2,029円/人 75歳以上講習 3,618円/人 (第1.2分類) 75歳以上講習 2,029円/人 (第3分類) 臨時高齢者講習 小型特殊自動車免許以外 5,333円/人 小型特殊自動車免許のみ 2,268円/人 チャレンジ講習2,791円/人 特定任意高齢者講習(簡易) 1,463円/人 認知機能検査 691円/人 臨時認知機能検査 691円/人 (税抜き)	佐世保市早岐3-12-6 株式会社佐世保自動車学校 代表取締役 内海 和憲	公安委員会の認定を受け、交通安全 向上に継続的な講習業務を行い、指 導員・設備を有しているのは、指定自 動車教習所等のみである。また、地域 住民の利便性を図るため県内全域で 受講可能とするため、県内全ての指 定自動車教習所等と契約する必要が あるため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
96	警察本部	会計課	R2.3.30	高齢者講習等業務委託 (単価契約)	高齢者講習及び特定任意高 齢者講習(シニア運転者) 75歳未満講習 4,554円/人 75歳以上講習 7,087円/人 (第1.2分類) 75歳以上講習 4,554円/人 (第3分類) 高齢者講習(小型特殊自動 車免許のみ) 75歳未満講習 2,029円/人 75歳以上講習 3,618円/人 (第1.2分類) 75歳以上講習 2,029円/人 (第3分類) 臨時高齢者講習 小型特殊自動車免許以外 5,333円/人 小型特殊自動車免許のみ 2,268円/人 チャレンジ講習2,791円/人 特定任意高齢者講習(簡易) 1,463円/人 認知機能検査 691円/人 臨時認知機能検査 691円/人 (税抜き)	佐世保市椎木町320 株式会社共立自動車学校 代表取締役 長島 正	公安委員会の認定を受け、交通安全 向上に継続的な講習業務を行い、指 導員・設備を有しているのは、指定自 動車教習所等のみである。また、地域 住民の利便性を図るため県内全域で 受講可能とするため、県内全ての指 定自動車教習所等と契約する必要が あるため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
97	警察本部	会計課	R2.3.30	高齢者講習等業務委託 (単価契約)	高齢者講習及び特定任意高 齢者講習(シニア運転者) 75歳未満講習 4,554円/人 75歳以上講習 7,087円/人 (第1.2分類) 75歳以上講習 4,554円/人 (第3分類) 高齢者講習(小型特殊自動 車免許のみ) 75歳未満講習 2,029円/人 75歳以上講習 3,618円/人 (第1.2分類) 75歳以上講習 2,029円/人 (第3分類) 臨時高齢者講習 小型特殊自動車免許以外 5,333円/人 小型特殊自動車免許のみ 2,268円/人 チャレンジ講習2,791円/人 特定任意高齢者講習(簡易) 1,463円/人 認知機能検査 691円/人 臨時認知機能検査 691円/人 (税抜き)	佐世保市沖新町5-10 佐世保中央自動車学校経営 委員会 理事長 川原 道明	公安委員会の認定を受け、交通安全 向上に継続的な講習業務を行い、指 導員・設備を有しているのは、指定自 動車教習所等のみである。また、地域 住民の利便性を図るため県内全域で 受講可能とするため、県内全ての指 定自動車教習所等と契約する必要が あるため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
98	警察本部	会計課	R2.3.30	高齢者講習等業務委託 (単価契約)	高齢者講習及び特定任意高 齢者講習(シニア運転者) 75歳未満講習 4,554円/人 75歳以上講習 7,087円/人 (第1.2分類) 75歳以上講習 4,554円/人 (第3分類) 高齢者講習(小型特殊自動 車免許のみ) 75歳未満講習 2,029円/人 75歳以上講習 3,618円/人 (第1.2分類) 75歳以上講習 2,029円/人 (第3分類) 臨時高齢者講習 小型特殊自動車免許以外 5,333円/人 小型特殊自動車免許のみ 2,268円/人 チャレンジ講習2,791円/人 特定任意高齢者講習(簡易) 1,463円/人 認知機能検査 691円/人 臨時認知機能検査 691円/人 (税抜き)	松浦市調川町下免81-4 株式会社ヒューマングループ 代表取締役 内海 和憲	公安委員会の認定を受け、交通安全 向上に継続的な講習業務を行い、指 導員・設備を有しているのは、指定自 動車教習所等のみである。また、地域 住民の利便性を図るため県内全域で 受講可能とするため、県内全ての指 定自動車教習所等と契約する必要が あるため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
99	警察本部	会計課	R2.3.30	高齢者講習等業務委託 (単価契約)	高齢者講習及び特定任意高 齢者講習(シニア運転者) 75歳未満講習 4,554円/人 75歳以上講習 7,087円/人 (第1.2分類) 75歳以上講習 4,554円/人 (第3分類) 高齢者講習(小型特殊自動 車免許のみ) 75歳未満講習 2,029円/人 75歳以上講習 3,618円/人 (第1.2分類) 75歳以上講習 2,029円/人 (第3分類) 臨時高齢者講習 小型特殊自動車免許以外 5,333円/人 小型特殊自動車免許のみ 2,268円/人 チャレンジ講習2,791円/人 特定任意高齢者講習(簡易) 1,463円/人 認知機能検査 691円/人 臨時認知機能検査 691円/人 (税抜き)	佐世保市大塔町27 有限会社佐世保大塔自動車 学校 代表取締役 村瀬 公一郎	公安委員会の認定を受け、交通安全 向上に継続的な講習業務を行い、指 導員・設備を有しているのは、指定自 動車教習所等のみである。また、地域 住民の利便性を図るため県内全域で 受講可能とするため、県内全ての指 定自動車教習所等と契約する必要が あるため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
100	警察本部	会計課	R2.3.30	高齢者講習等業務委託 (単価契約)	高齢者講習及び特定任意高 齢者講習(シニア運転者) 75歳未満講習 4,554円/人 75歳以上講習 7,087円/人 (第1.2分類) 75歳以上講習 4,554円/人 (第3分類) 高齢者講習(小型特殊自動 車免許のみ) 75歳未満講習 2,029円/人 75歳以上講習 3,618円/人 (第1.2分類) 75歳以上講習 2,029円/人 (第3分類) 臨時高齢者講習 小型特殊自動車免許以外 5,333円/人 小型特殊自動車免許のみ 2,268円/人 特定任意高齢者講習(簡易) 1,463円/人 認知機能検査 691円/人 臨時認知機能検査 691円/人 (税抜き)	大村市森園町1610 株式会社太陽 代表取締役 中山 徹志	公安委員会の認定を受け、交通安全 向上に継続的な講習業務を行い、指 導員・設備を有しているのは、指定自 動車教習所等のみである。また、地域 住民の利便性を図るため県内全域で 受講可能とするため、県内全ての指 定自動車教習所等と契約する必要が あるため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
101	警察本部	会計課	R2.3.30	高齢者講習等業務委託 (単価契約)	高齢者講習及び特定任意高 齢者講習(シニア運転者) 75歳未満講習 4,554円/人 75歳以上講習 7,087円/人 (第1.2分類) 75歳以上講習 4,554円/人 (第3分類) 高齢者講習(小型特殊自動 車免許のみ) 75歳未満講習 2,029円/人 75歳以上講習 3,618円/人 (第1.2分類) 75歳以上講習 2,029円/人 (第3分類) 臨時高齢者講習 小型特殊自動車免許以外 5,333円/人 小型特殊自動車免許のみ 2,268円/人 特定任意高齢者講習(簡易) 1,463円/人 認知機能検査 691円/人 臨時認知機能検査 691円/人 (税抜き)	南松浦郡新上五島町有川郷 733-2 一般社団法人上五島地区交 通安全協会 代表理事 林 育久	公安委員会の認定を受け、交通安全 向上に継続的な講習業務を行い、指 導員・設備を有しているのは、指定自 動車教習所等のみである。また、地域 住民の利便性を図るため県内全域で 受講可能とするため、県内全ての指 定自動車教習所等と契約する必要が あるため。	第167条の2 第1項 第2号
102	警察本部	会計課	R2.3.30	仮運転免許関係事務委託 (単価契約)	仮運転免許学科試験 867円/人 (税込み)	長崎市矢上町7-11 森産業交通株式会社 代表取締役 古本 彩花	指定自動車教習所に入校し教習基準 に定められた教習を終了した者を対象 としたものであるため、指定自動車教 習所と契約する必要がある。教習生 の時間的、経済的負担の軽減と利便 性を図るために、県内全域の各指定 自動車教習所と契約する必要がある。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
103	警察本部	会計課	R2.3.30	仮運転免許関係事務委託 (単価契約)	仮運転免許学科試験 867円/人 (税込み)	長崎市赤迫3-19-1 株式会社浦上自動車学校 代表取締役 吉川 万一郎	指定自動車教習所に入校し教習基準に定められた教習を終了した者を対象としたものであるため、指定自動車教習所と契約する必要がある。教習生の時間的、経済的負担の軽減と利便性を図るために、県内全域の各指定自動車教習所と契約する必要がある。	第167条の2 第1項 第2号
104	警察本部	会計課	R2.3.30	仮運転免許関係事務委託 (単価契約)	仮運転免許学科試験 867円/人 (税込み)	長崎市星取1-1-28 株式会社あたご 代表取締役 井口 國雄	指定自動車教習所に入校し教習基準に定められた教習を終了した者を対象としたものであるため、指定自動車教習所と契約する必要がある。教習生の時間的、経済的負担の軽減と利便性を図るために、県内全域の各指定自動車教習所と契約する必要がある。	第167条の2 第1項 第2号
105	警察本部	会計課	R2.3.30	仮運転免許関係事務委託 (単価契約)	仮運転免許学科試験 867円/人 (税込み)	長崎市高尾町8-41 有限会社本原自動車学校 代表取締役 深堀 勝博	指定自動車教習所に入校し教習基準に定められた教習を終了した者を対象としたものであるため、指定自動車教習所と契約する必要がある。教習生の時間的、経済的負担の軽減と利便性を図るために、県内全域の各指定自動車教習所と契約する必要がある。	第167条の2 第1項 第2号
106	警察本部	会計課	R2.3.30	仮運転免許関係事務委託 (単価契約)	仮運転免許学科試験 867円/人 (税込み)	五島市浜町424-3 株式会社五島 代表取締役 井口 國雄	指定自動車教習所に入校し教習基準に定められた教習を終了した者を対象としたものであるため、指定自動車教習所と契約する必要がある。教習生の時間的、経済的負担の軽減と利便性を図るために、県内全域の各指定自動車教習所と契約する必要がある。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
107	警察本部	会計課	R2.3.30	仮運転免許関係事務委託 (単価契約)	仮運転免許学科試験 867円/人 (税込み)	西海市西彼町上岳郷1238-3 有限会社新西海自動車学校 代表取締役 松尾 泰彦	指定自動車教習所に入校し教習基準に定められた教習を終了した者を対象としたものであるため、指定自動車教習所と契約する必要がある。教習生の時間的、経済的負担の軽減と利便性を図るために、県内全域の各指定自動車教習所と契約する必要がある。	第167条の2 第1項 第2号
108	警察本部	会計課	R2.3.30	仮運転免許関係事務委託 (単価契約)	仮運転免許学科試験 867円/人 (税込み)	諫早市小船越町920-4 株式会社諫早自動車学校 代表取締役 谷川 則仁	指定自動車教習所に入校し教習基準に定められた教習を終了した者を対象としたものであるため、指定自動車教習所と契約する必要がある。教習生の時間的、経済的負担の軽減と利便性を図るために、県内全域の各指定自動車教習所と契約する必要がある。	第167条の2 第1項 第2号
109	警察本部	会計課	R2.3.30	仮運転免許関係事務委託 (単価契約)	仮運転免許学科試験 867円/人 (税込み)	島原市梅園町丁2870 株式会社島原自動車学校 代表取締役 星野 親房	指定自動車教習所に入校し教習基準に定められた教習を終了した者を対象としたものであるため、指定自動車教習所と契約する必要がある。教習生の時間的、経済的負担の軽減と利便性を図るために、県内全域の各指定自動車教習所と契約する必要がある。	第167条の2 第1項 第2号
110	警察本部	会計課	R2.3.30	仮運転免許関係事務委託 (単価契約)	仮運転免許学科試験 867円/人 (税込み)	島原市萩原2-5248-1 有限会社ユーディーエス 代表取締役 吉田 謙治	指定自動車教習所に入校し教習基準に定められた教習を終了した者を対象としたものであるため、指定自動車教習所と契約する必要がある。教習生の時間的、経済的負担の軽減と利便性を図るために、県内全域の各指定自動車教習所と契約する必要がある。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
111	警察本部	会計課	R2.3.30	仮運転免許関係事務委託 (単価契約)	仮運転免許学科試験 867円/人 (税込み)	東彼杵郡川棚町百津郷296-37 株式会社川棚自動車学校 代表取締役 下田 定道	指定自動車教習所に入校し教習基準に定められた教習を終了した者を対象としたものであるため、指定自動車教習所と契約する必要がある。教習生の時間的、経済的負担の軽減と利便性を図るために、県内全域の各指定自動車教習所と契約する必要がある。	第167条の2 第1項 第2号
112	警察本部	会計課	R2.3.30	仮運転免許関係事務委託 (単価契約)	仮運転免許学科試験 867円/人 (税込み)	諫早市栗面町280 株式会社かんこう自動車学校 代表取締役 烏山 豊福	指定自動車教習所に入校し教習基準に定められた教習を終了した者を対象としたものであるため、指定自動車教習所と契約する必要がある。教習生の時間的、経済的負担の軽減と利便性を図るために、県内全域の各指定自動車教習所と契約する必要がある。	第167条の2 第1項 第2号
113	警察本部	会計課	R2.3.30	仮運転免許関係事務委託 (単価契約)	仮運転免許学科試験 867円/人 (税込み)	佐世保市早岐3-12-6 株式会社佐世保自動車学校 代表取締役 内海 和憲	指定自動車教習所に入校し教習基準に定められた教習を終了した者を対象としたものであるため、指定自動車教習所と契約する必要がある。教習生の時間的、経済的負担の軽減と利便性を図るために、県内全域の各指定自動車教習所と契約する必要がある。	第167条の2 第1項 第2号
114	警察本部	会計課	R2.3.30	仮運転免許関係事務委託 (単価契約)	仮運転免許学科試験 867円/人 (税込み)	佐世保市椎木町320 株式会社共立自動車学校 代表取締役 長島 正	指定自動車教習所に入校し教習基準に定められた教習を終了した者を対象としたものであるため、指定自動車教習所と契約する必要がある。教習生の時間的、経済的負担の軽減と利便性を図るために、県内全域の各指定自動車教習所と契約する必要がある。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
115	警察本部	会計課	R2.3.30	仮運転免許関係事務委託 (単価契約)	仮運転免許学科試験 867円/人 (税込み)	佐世保市沖新町5-10 佐世保中央自動車学校経営 委員会 理事長 川原 道明	指定自動車教習所に入校し教習基準に定められた教習を終了した者を対象としたものであるため、指定自動車教習所と契約する必要がある。教習生の時間的、経済的負担の軽減と利便性を図るために、県内全域の各指定自動車教習所と契約する必要がある。	第167条の2 第1項 第2号
116	警察本部	会計課	R2.3.30	仮運転免許関係事務委託 (単価契約)	仮運転免許学科試験 867円/人 (税込み)	松浦市調川町下免81-4 株式会社ヒューマングループ 代表取締役 内海 和憲	指定自動車教習所に入校し教習基準に定められた教習を終了した者を対象としたものであるため、指定自動車教習所と契約する必要がある。教習生の時間的、経済的負担の軽減と利便性を図るために、県内全域の各指定自動車教習所と契約する必要がある。	第167条の2 第1項 第2号
117	警察本部	会計課	R2.3.30	仮運転免許関係事務委託 (単価契約)	仮運転免許学科試験 867円/人 (税込み)	佐世保市大塔町27 有限会社佐世保大塔自動車 学校 代表取締役 村瀬 公一郎	指定自動車教習所に入校し教習基準に定められた教習を終了した者を対象としたものであるため、指定自動車教習所と契約する必要がある。教習生の時間的、経済的負担の軽減と利便性を図るために、県内全域の各指定自動車教習所と契約する必要がある。	第167条の2 第1項 第2号